

1月20日、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」が、また24日には、「特別会計改革の基本方針」がそれぞれ閣議決定されました。林野庁関係部分の内容を紹介します。

特別会計及び独立行政法人の改革に関する基本方針

特別会計改革の基本方針

◆ 森林保険特別会計

森林保険特別会計については、平成26年度中に廃止するものとする。国以外の実施主体への移管についての検討を早急に行い、平成24年度中にその結論を得るものとし、これを踏まえ、所要の制度改正を平成25年度中に行うものとする。

森林国営保険加入者及び加入をご検討の皆様方には、森林国営保険が移管されるまでの間、従前どおりご利用できます。

◆ 国有林野事業特別会計

国有林野事業特別会計については、平成24年度末において廃止し、一般会計へ移管するものとする。ただし、債務を国民の負担とせず、林産物収入等によって返済することを明確にするため、国有林野事業債務返済特別会計(仮称)を設置し、当該債務を承継するものとする。これらを含め、内容を平成24年の通常国会に提出するものとする。

独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針

この基本方針は、全法人一律の現行制度と全法人の組織のあり方を抜本的かつ一体的に見直し、講ずべき措置をとりまとめたものです。

新たな法人制度に位置付けられる法人を、その事務・事業の特性を踏まえ、国の関与のあり方の違い等に鑑み、「成果目標達成法人」と「行政執行法人」の二つに分類。

成果目標達成法人は、多種多様な事務・事業を実施しており、それぞれに期待される政策実施機能も様々であることから、各法人の特性に着目して、研究開発型、文化振興型等7つに類型化したガバナンスを構築し、それぞれの類型に即したガバナンスを構築(いずれの類型にも該当しない法人もあり)。なお、1つの法人に複数のガバナンスが適用されることもあり得ます。

◆ 森林総合研究所

○ 研究開発型の成果目標達成法人とする。
○ 水源林造成事業等については、行政事業型のガバナンスを適用する。

《研究開発型》

法人の主要な業務として、高い専門性等を有する研究開発に係る事務・事業を実施し、公益に資する研究開発成果の最大化を重要な政策目的とする法人類型

《行政事業型》

個別の法令に規定された事業を、補助金等の使途が定められた財源により行う法人類型

◆ 農林漁業信用基金

○ 民間等からの出資の整理等を含め関係者と協議の上、特殊会社化について検討する。また、金融庁検査を導入する。